

金沢市公報

号外第 13号

令和元年(2019年)9月18日

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 発行所 **金 沢 市 役 所**

◎ 目 次	ページ	○金沢市印鑑条例の一部を改正す	-る条例		
●条 例			(市]	民 課) 18
○金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償		○金沢市災害弔慰金の支給等に関	する条例の	カー	
に関する条例 (人事課)	1	部を改正する条例	(生活)	支援課) 18
〇地方公務員法及び地方自治法の一部を改正す		○金沢市児童福祉法に基づく児童	[福祉施設(の設	
る法律の施行に伴う関係条例の整備に関する		備及び運営に関する基準を定め	る条例等(カー	
条例 (")	13	部を改正する条例	(保育幼科	催園課) 19
〇成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適		○金沢市子ども・子育て支援法に	基づく特別	定教	
正化等を図るための関係法律の整備に関する		育・保育施設及び特定地域型保	!育事業のi	運営	
法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条		に関する基準を定める条例の-	一部を改正	する	
例 (")	16	条例	(") 20
○金沢市手数料条例の一部を改正する条例		○金沢市水道給水条例及び金沢市	ī公共下水i	道条	
(財 政 課)	17	例の一部を改正する条例	(企業約	総務課	28
条		例			

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例をここに公布する。 令和元年9月18日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第11号

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び第204条第3項、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(法第57条に規定する単純な労務に雇用される者(以下「技能労務職員」という。)を除く。)の給与及び費用弁償に関する事項並びに法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(技能労務職員である者に限る。以下「技能労務会計年度任用職員」という。)の給与の種類及び基準に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 前条の法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(技能労務職員を除く。 以下「会計年度任用職員」という。)の給与とは、法第22条の2第1項第1号の規定に より採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。) にあっては報酬及び期末手当をいい、同項第2号の規定により採用された会計年度任用 職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料、初任給調整手 当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手 当、宿日直手当、期末手当、産業教育手当及び義務教育等教員特別手当をいう。 (給料表)

- 第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第1に定める会計年度任用職員給料表(以下単に「給料表」という。)によるものとし、当該フルタイム会計年度任用職員の職の種別の区分に応じて適用する。
- 2 給料表は、第33条及び第34条に規定する職員以外の全てのフルタイム会計年度任用職員に適用するものとする。
- 3 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の 程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準と なるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表のとおりとする。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級及び号給)

- 第4条 フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級は、前条第3項の規定に基づいて市長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。
- 2 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、市長が規則で定める基準に従い任 命権者が決定する。

(給料の支給)

第5条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。)第6条から第9条までの規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第7条第4項中「服務等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(初任給調整手当)

第6条 給与条例第10条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。 この場合において、同条第1項第1号中「医療職給料表(1)」とあるのは、「会計年度 任用職員給料表中医療職(1)の欄」と読み替えるものとする。

(地域手当)

第7条 給与条例第12条の2及び第12条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「医療職給料表(1)」とあるのは、「会計年度任用職員給料表中医療職(1)の欄」と読み替えるものとする。

(通勤手当)

- 第8条 給与条例第13条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。 (特殊勤務手当)
- 第9条 次に掲げるフルタイム会計年度任用職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤 務手当を支給する。
 - (1) 当該フルタイム会計年度任用職員が給与条例の適用を受ける常時勤務を要する職を 占める職員(以下「常勤職員」という。)であるとした場合に職員の特殊勤務手当に 関する条例(昭和60年条例第4号)第4条から第30条までに規定する手当が支給され る者
 - (2) 斎場に勤務する職員で、斎場の維持管理業務に従事したもの
- 2 前項に規定する特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号

に定める額とする。

- (1) 前項第1号の職員 職員の特殊勤務手当に関する条例の例により計算して得た額
- (2) 前項第2号の職員 同号の業務に従事した日1日につき520円
- 3 前項第1号の規定によりその例によることとされる場合における職員の特殊勤務手当に関する条例の規定の適用については、同条例第20条第2項第2号中「給与条例第4条第1項第3号ウに規定する医療職給料表(3)」とあるのは「会計年度任用職員給料表中医療職(3)の欄」と、同条例第29条第1項中「教育職給料表」とあるのは「会計年度任用職員給料表中教育職の欄」と、同項第1号ウ中「職員の服務等に関する条例(平成7年条例第4号。以下「服務等条例」という。)第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と、「服務等条例第9条」とあるのは「職員の服務等に関する条例(平成7年条例第4号。以下「服務等条例」という。)第9条」と、同号エ中「正規の勤務時間」とあり、及び同条例第30条中「正規の勤務時間(服務等条例第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。)」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」とする。

(給与の減額)

第10条 フルタイム会計年度任用職員が当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間中に勤務しないときは、職員の服務等に関する条例(平成7年条例第4号。以下「服務等条例」という。)第17条の規定に基づいて任命権者が定める時間外勤務代休時間(当該フルタイム会計年度任用職員が常勤職員であるとした場合における服務等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間をいう。)、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第11条 給与条例第16条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務する」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務する」と、同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「第20条」とあるのは「金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条」と読み替えるものとする。

(休日勤務手当)

第12条 給与条例第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この 場合において、同条中「週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員につい て定められた週休日」と、「正規の勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任 用職員について定められた勤務時間」と、「第20条」とあるのは「金沢市会計年度任用 職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条」と読み替えるものとする。

(夜間勤務手当)

第13条 給与条例第18条及び第18条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について 準用する。この場合において、給与条例第18条中「正規の勤務時間」とあるのは「当該 フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「第20条」とあるのは 「金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条」と読み替えるもの とする。

(宿日直手当)

- 第14条 給与条例第19条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。
- 2 前項の規定により準用する勤務は、第11条の規定により準用する給与条例第16条第1項、第2項、第4項及び第5項、第12条の規定により準用する給与条例第17条並びに前条の規定により準用する給与条例第18条の勤務には含まれないものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第15条 勤務1時間当たりの給与額は、給料及びこれに対する地域手当の月額並びに市長の指定する特殊勤務手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

- 第16条 給与条例第21条から第21条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。
- 2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内におけるフルタイム会計年度任用職員又はパートタイム会計年度任用職員としての任期の定め(任命権者を同じくするものに限る。次項及び第30条において同じ。)の合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度中の任期の定めの合計が6月以上に至った日以後において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日までフルタイム会計年度任用職員又はパートタイム会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期の定め(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員を第1項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(産業教育手当)

- 第17条 給与条例第23条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。 (義務教育等教員特別手当)
- 第18条 給与条例第23条の5の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。 (基本報酬)
- 第19条 月額で基本となる報酬(以下「基本報酬」という。)を定めるパートタイム会計

年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を服務等条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 2 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額 を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当 たりの勤務時間を服務等条例第3条第2項に規定する1日当たりの勤務時間で除して得 た数を乗じて得た額とする。
- 3 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。
- 4 前3項の「基準月額」とは、当該パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が服務等条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合における次に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 当該パートタイム会計年度任用職員の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして第3条及び第4条の規定を適用して得た額
 - (2) 当該パートタイム会計年度任用職員について給与条例第10条の3、第23条の2及び 第23条の5の規定の例により計算して得た額
 - (3) 当該パートタイム会計年度任用職員について給与条例第12条の2及び第12条の3の 規定の例により計算して得た額
 - (4) 第24条に規定する特殊勤務に係る報酬のうち市長が定めるものの額 (基本報酬の支給)
- 第20条 基本報酬の計算期間(以下「基本報酬期間」という。)は、月の1日から末日までとする。
- 2 基本報酬の支給定日は、市長が定める。
- 第21条 新たにパートタイム会計年度任用職員となった者には、その日から基本報酬を支給する。
- 2 パートタイム会計年度任用職員が離職したときは、その日まで基本報酬を支給する。
- 3 パートタイム会計年度任用職員が死亡したときは、その月分の基本報酬全額を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、基本報酬を支給する場合であって、基本報酬期間の 初日から支給するとき以外のとき又は基本報酬期間の末日まで支給するとき以外のとき は、その基本報酬額は、その基本報酬期間の現日数から当該パートタイム会計年度任用 職員について定められた週休日(以下単に「週休日」という。)の日数を差し引いた日 数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 日額又は時間額により基本報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあって は、前各項の規定にかかわらず、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて基本報酬を支 給する。
- 第22条 給与条例第8条及び第9条の規定は、パートタイム会計年度任用職員の基本報酬 の支給について準用する。

(基本報酬の減額)

第23条 月額により基本報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が当該パー

トタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第29条第1号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬額を減額した報酬を支給する。

2 日額により基本報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第29条第2号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬額を減額した報酬を支給する。

(特殊勤務に係る報酬)

- 第24条 第9条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合に おいて、同条中「特殊勤務手当を」とあるのは「特殊勤務に係る報酬を」と、「特殊勤 務手当の」とあるのは「特殊勤務に係る報酬の」と読み替えるものとする。
- 2 第19条第4項に規定する基準月額に、同項第4号に規定する特殊勤務に係る報酬のうち市長が定めるものの額が加算されているパートタイム会計年度任用職員にあっては、 当該特殊勤務に係る報酬は支給しない。

(時間外勤務に係る報酬)

- 第25条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの基本報酬額(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。以下この条から第27条までにおいて同じ。)に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長の定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、当該割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第29条に規定する勤務1時間当たりの基本報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。
 - (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務
 - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務
- 2 前項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの基本報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と

割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

- 3 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの基本報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。
 - (1) 第1項の勤務の時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)
 - (2) 前項の勤務の時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給される時間を除 く。) 100分の50

(休日勤務に係る報酬)

第26条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの基本報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長の定める割合を乗じて得た額を休日勤務に係る報酬として支給する。

(夜間勤務に係る報酬)

- 第27条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの基本報酬額の100分の25を夜間勤務に係る報酬として支給する。
- 2 給与条例第18条の2の規定は、前項の規定による報酬の支給について準用する。 (宿日直に係る報酬)
- 第28条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、給与条例第19条の 規定に準じて宿日直に係る報酬を支給する。
- 2 前項の勤務は、第25条から前条までの勤務には含まれないものとする。 (勤務1時間当たりの基本報酬額の算出)
- 第29条 勤務1時間当たりの基本報酬額は、次の各号に掲げる基本報酬の区分に応じ、当 該各号に定める額とする。
 - (1) 月額による基本報酬 第19条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める時間を減じたもので除して得た額
 - (2) 日額による基本報酬 第19条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
 - (3) 時間額による基本報酬 第19条第3項の規定により計算して得た額 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)
- 第30条 給与条例第21条から第21条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が少ないものとして規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第

21条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日をいう。以下この項において同じ。)現在においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき基本報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。以下この項において同じ。)の額(日額又は時間額により基本報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。

- 2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における フルタイム会計年度任用職員又はパートタイム会計年度任用職員としての任期の定めの 合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度 中の任期の定めの合計が6月以上に至った日以後において、前項に規定する任期の定め が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日までフルタイム会計年度任用職員又はパートタイム会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期の定め(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員を第1項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(通勤に係る費用弁償)

- 第31条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第13条第1項各号に規定する通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用を弁償する。
- 2 前項の規定による費用弁償の支給日は、別に規則で定める。
- 3 前項に定めるもののほか、通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、返納及びその他必要な事項については、常勤職員の例による。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

- 第32条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、 その旅行に係る費用を弁償する。
- 2 前項の規定による費用弁償の額及び支給方法は、金沢市職員等旅費条例(昭和25年条 例第35号)の例による。

(技能労務会計年度任用職員の給与の種類及び基準)

- 第33条 技能労務会計年度任用職員に支給する給与の種類は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 報酬及び期末手当
 - (2) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手 当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職 手当
- 2 前項の給与の額及び支給方法は、フルタイム会計年度任用職員又はパートタイム会計

年度任用職員の給与の額及び支給方法を基準とし、その職務と責任の特殊性を考慮して 市長が定める。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与等)

第34条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。ただし、市長以外の任命権者は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による改正前の法(以下「改正前の法」という。)第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員又は改正前の法第22条第5項に規定する臨時的任用により採用された職員であった者で、施行日以後この条例の適用を受ける職員となったもの(施行日の前日に就いていたその者の職と同一の職に採用された者に限る。)の給料又は基本報酬の決定について、任命権者が施行日前に受けていた報酬又は賃金の水準との均衡上必要があると認める場合は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、別に任命権者が定める。

別表第1 会計年度任用職員給料表(第3条関係)

職の 種別	行政職	教育職	医療職 (1)	医療理	散(2)	医療罪	哉(3)
職務の級	1級	1級	1級	1級	2 級	1級	2 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	144, 400	158, 300	248, 500	149, 400	187, 300	163, 400	191,000
2	145, 500	159, 800	251,000	150,800	189,000	164, 800	193, 100
3	146, 800	161, 300	253, 500	152, 200	190,600	166, 300	195, 200
4	147, 900	162,800	256, 000	153, 600	192, 200	167, 700	197, 200
5	149,000	164, 500	258, 200	154, 800	193, 700	169, 200	199, 300
6	150, 100	166, 400	262,000	156, 600	195, 200	170, 700	201,600
7	151, 200	168, 200	265, 800	158, 300	196, 800	172, 200	203, 900
8	152, 300	170,000	269, 600	160,000	198, 300	173, 700	206, 200
	northern to the African	91 June 14 1917 5-81 581	686 WOLTO US 06. 1903	w a w was a '		4 WEST 8 5	AL 12 101 VALUE O
9	153, 400	171,800	273, 300	161,700	199, 900	175, 000	208, 600
10	154, 800	173, 900	277, 300	163, 400	201, 600	176, 700	210,000
11	156, 100	175, 900	281, 300	165, 100	203, 200	178, 300	211, 400
12	157, 400	177, 900	285, 300	166, 900	204, 900	179, 800	212, 600
13	158, 700	179, 900	289, 100	168, 400	206, 300	181, 300	214,000
14	160, 200	182, 100	293, 100	170, 300	207, 900	183, 300	215, 400
15	161,700	184, 300	297,000	172, 300	209, 500	185, 300	216, 900
16	163, 300	186, 500	300, 900	174, 200	211, 100	187, 300	218, 100
17	164, 600	188, 900	304, 600	176, 100	212, 500	189, 600	219, 500
18	166, 100	191, 500	308, 200	178,000	214, 100	191, 700	221,000
19	167, 600	194, 000	311, 700	179,800	215, 800	193, 800	222, 500
20	169, 100	196, 500	315, 400	181,700	217, 500	195, 900	224,000

[]	1	1	1	1	1	T	1
0.1	170 500	100 000	010 000	100 000	010 000	100 000	005 000
21	170, 500	199, 000	319,000	183, 600	218,800	198,000	225, 200
22	173, 200	200, 700	322, 700	185, 100	220, 300	200, 200	226, 900
23	175, 800	202, 400	326, 200	186, 600	221, 700	202, 400	228,600
24	178, 400	204, 100	329, 700	188, 200	223, 200	204,600	230, 400
		,	,	,			
9.5	101 100	205 600	222 200	100 000	224 600	206 600	221 700
25	181, 100	205, 600	333, 200	189, 800	224, 600	206, 600	231, 700
26	182,800	207, 100	336, 000	191, 100	226,000	207, 900	233, 400
27	184, 400	208,800	338, 600	192,600	227, 300	209, 100	235, 100
28	186, 100	210, 400	341, 200	194,000	228,600	210, 400	236, 800
	100 take to • 100 take take	VIII. 100 10 00 VIII.	And the special of the special control			***************************************	17 100 100 P
29	187,600	211, 900	344,000	195, 500	230,000	211,600	238, 400
30	189, 400	213, 600	346, 100	196, 700	231, 400	212, 700	239, 800
31	191, 200	215, 300	348, 300	198, 000	232, 900	214,000	241, 100
32	192, 900	217,000	350, 700	199, 300	234, 300	215, 200	242, 200

33	194, 500	218, 500	352, 900	200, 700	235, 400	216, 500	243, 400
34	195, 900	220, 300	355, 400	202, 100	236, 700	217, 800	244, 500
35	197, 400	222, 100	357, 600	203, 400	237, 700	219, 100	245, 400
36	198, 900	223, 900	360, 100	204, 800	239,000	220, 400	246, 500
37	200, 200	225, 400	362, 300	205, 900	240, 400	221,600	247, 400
38	201,500	227, 200	364, 700	207, 200	241,700	223,000	248, 500
39	202, 700	229, 000	367, 100	208, 500	242, 800	224, 300	249, 400
			120	0.0		70	
40	204, 000	230, 900	369, 300	209, 800	244, 100	225, 700	250, 500
41	205, 300	232,600	371,600	210, 900	245, 400	226,600	251,000
42	206, 600	234, 300	373,000	212, 100	246,500	228,000	251, 900
43	207, 900	235, 900	374, 500	213, 300	247,700	229, 400	252, 800
44	209, 200	237, 500	375, 900	214, 500	248, 800	230, 900	253, 700
11	200,200	201,000	0.0,000	211,000	210,000	200,000	200, 100
4.5	210 200	222 000	277 100	215 700	240 000	929 100	254 500
45	210, 300	238, 900	377, 100	215, 700	249, 900	232, 100	254, 500
46	211,600	240, 300	378, 500	216, 800	251, 300	233, 500	255, 500
47	212, 900	241,600	380,000	217, 800	252, 800	234, 800	256, 400
48	214, 200	242,800	381, 500	218, 900	254, 100	236, 100	257, 400
49	215, 300	244, 200	382, 600	219, 900	255, 700	237, 100	258, 400
50	216, 400	245, 700	383, 600	220, 900	257, 100	238, 200	259, 500
51	217, 400	246, 900	384, 600	221, 800	258, 500	239, 200	260, 700
52	218, 500	248, 400	385, 400	222, 800	259,800	240, 300	261, 900
53	219,600	249,600	386, 300	223, 200	260,900	241, 200	263,000
54	220,600	250, 800	387, 200	224, 100	262, 300	242, 300	264, 500
55	221,500	252, 200	387, 900	224, 800	263, 700	243, 300	265, 900
56	222, 500	253, 300	388, 800	225, 700	265, 000	244, 300	267, 300
30	222, 500	200, 000	300,000	225, 100	203,000	244, 500	201, 300
	000 000	054 000	000 500	000 100	0.05	045 000	000 000
57	222, 900	254, 600	389, 500	226, 400	265,800	245,000	268, 800
58	223, 800	255, 700	390, 400	227, 300	267, 100	246,000	270, 400
59	224,600	256, 800	391, 200	228,000	268, 400	246, 700	272,000
60	225, 400	258,000	392,000	228, 800	269, 700	247, 700	273, 500
	,	,		,			
61	226, 100	259, 300	392, 500	229, 800	270,600	248,600	274, 900
			7007				
62	227, 100	260, 400	393, 000	230, 600	271, 900	249, 600	276, 400
63	227, 900	261,800	393, 400	231, 500	273, 200	250, 400	277, 900
64	228,800	262, 900	393, 900	232, 500	274, 500	251, 400	279, 200
65	229, 500	264, 200	394, 200	233, 100	275, 300	252, 300	280, 600
66	230, 400	265, 700	_,	233, 900	276, 400	253, 200	282, 100
67	231, 300	267, 200		234, 700	277, 300	254, 300	283, 600
		~		0.0	2300	70	
68	232, 300	268, 900		235, 500	278, 400	255, 200	285, 100
				l	ļ	ļ	

11/	四九十(2019年)	79月10日 万分5年	3 13 万	714	//\	113	<i>→</i> +1	×			
	1 00	1 000 000	1 050 000 1			1 00		1 070 400	050 000	000 000 1	
	69	233, 000	270, 300				36, 200	279, 400	256, 000	286, 200	
	70	233, 700	271,800			23	36, 900	280, 400	257, 100	287, 700	
	71	234, 300	273, 200			23	37,600	281,500	258, 200	289, 200	
	72	235, 100	274,600				38, 200	282,600	259, 300	290,600	
		200, 100	2.1,000			-	,0,200	202, 000	200,000	200,000	
	7.0	005 000	075 700			0.5	0 000	000 000	000 700	001 600	
	73	235, 900	275, 700			1	38, 900	283, 200	260, 700	291, 600	
	74	236, 600	277, 100			1	39,700	283, 900	262,000	293, 000	
	75	237, 300	278, 500			24	10,500	284, 400	263, 300	294, 200	
	76	237, 900	279, 700			24	1, 200	285, 200	264, 500	295, 500	
							,		,		
	77	238, 600	280, 900			2/	11,600	286, 000	265, 500	296, 900	
	78	239, 400	282, 100				12, 200	286,600	266, 600	298, 200	
	79	240, 200	283, 300			24	12,800	287, 200	267, 900	299, 400	
	80	240, 900	284, 500			24	13, 400	287,800	269, 100	300, 700	
							15.2				
	81	241, 400	285, 600			2/	13, 700	288, 500	270,000	301, 200	
						1	10.0	200			
	82	242, 100	286, 800			I	14, 100	289, 000	271,000	302, 400	
	83	242,800	288,000				14,500	289, 400	272, 200	303, 500	
	84	243, 500	289, 200			24	14,800	289,800	273, 300	304, 700	
	85	244, 100	290, 200			2.4	15, 100	290,000	274, 100	305, 800	
	86	244, 800	291, 300				10, 100	290, 200	275, 000	307, 000	
								252		20	
	87	245, 500	292, 300					290, 400	276, 100	308, 200	
	88	246, 200	293, 500					290,600	277, 200	309, 300	
	89	246, 700	294,600					291,000	278,000	310,600	
	90	247, 200	295, 700					291, 200	278, 900	311,800	
		247, 500								313,000	
	91		296, 900					291, 400	279, 700		
	92	247, 900	298, 100					291,600	280, 700	314, 300	
	93	248, 200	298, 600					292,000	281,600	315, 100	
	94	-	299,600					292, 200	282,600	315,800	
	95		300, 700					292, 400	283, 500	316, 500	
	96		301, 900					2000	"		
	90		301, 900					292, 700	284, 500	317, 100	
	97		302, 900					293, 100	285, 100	317,800	
	98		304,000					293, 400	285, 900	318, 100	
	99		305,000					293,600	286, 500	318, 700	
	100		306, 100					293, 900	287, 400	319, 400	
	100		000,100					200,000	201, 100	010, 100	
	101		307 000					204 200	200 200	210 000	
	101		307, 000					294, 200	288, 200	319, 800	
	102		308, 100					294, 400	289,000	320, 400	
	103		309, 200					294,600	289, 800	321,000	
	104		310, 200					294, 900	290,600	321,600	
	105		310,800					295, 200	291, 300	322,000	
	106		311, 700						291, 800	322, 500	
	107		312, 500						292, 300	323, 000	
	108		313, 400						292, 800	323, 500	
	109		314, 300						293,000	323, 900	
	110		314, 700						293, 300	324, 300	
	111		315, 100						293, 500	324, 600	
	112		315, 600						293, 900	324, 900	
	2 2 44		27 to 102 Her 507 to						_ 590 St 100 St 10	g gi yang san san sa	
	113		316, 200						294, 200	325, 300	
	114		316,600						294, 400	325, 700	
	115		317, 100						294, 800	326, 100	
	116		317, 600						295, 100	326, 400	
	110		317,000						490, 100	520, 400	
			010 000						005 100	000 000	
	117		318, 200						295, 400	326, 600	

TT AU	几年(2019年)9月	10日 万外弗	19 万	717	//\	113	 +IX	Κ			
1	110	1	010 700	ı		T	f		005 700 1	000 000	1
	118		318, 700						295, 700	326, 900	
	119		319, 100						296,000	327, 300	
	120		319,600						296, 400	327, 500	
	121		320, 100						296, 700	327, 700	
									12		
	122		320, 500						297, 100	328, 000	
	123		321,000						297, 400	328, 300	
	124		321,500						297, 800	328,600	
	125		322, 100						298,000	328, 800	
	126		322, 400						298, 200	329, 100	
	127		322,700						298, 500	329, 500	
	128		323,000						298, 900	329, 700	
	129		323, 200						299, 100	329, 900	
	130		323, 500						299, 400	330, 100	
	131		323, 800						299, 800	330, 500	
	132		324, 100						300, 200	330, 700	
	133		324, 300						300, 400	331,000	
	134		324, 500						300, 700	331, 400	
	135		324, 700						301, 100	331, 800	
	136		325,000						301, 400	332, 200	
	137		325, 300						301,600	332, 500	
	138		325, 500						301,900	332, 900	
	139		325, 800						302, 300	333, 300	
	140		326, 100						302,600	333, 700	
	* * *								a 21 av 80 % %		
	141		326, 300						302,800	334,000	
	142		326, 500						303, 200	334, 400	
	143		326, 800						303,600	334, 700	
	144		327,000						303, 900	335, 100	
	144		327,000						303, 900	335, 100	
	145		327, 300						304, 100	335, 400	
	146		327, 500						304, 300	335,800	
	147		327,800						304,600	336, 200	
	148		328, 100						305,000	336, 600	
	110		020, 100						000,000	000, 000	
	1.40		200 200						205 200	226 000	
	149		328, 300						305, 200	336, 900	
	150		328,500						305, 400	337, 300	
	151		328,800						305, 700	337, 700	
	152		329, 100						306,000	338, 100	
									· I	•	
	153		329, 300						306, 400	338, 400	
			525, 500							550, 400	
	154								306, 600		
	155								306, 800		
	156								307, 100		
	157								307, 400		
	158								307, 700		
	159								308,000		
	160								308, 300		
	161								308, 700		
	162								309,000		
	163								309, 300		
									13		
	164								309,600		
	165								310,000		
	166								310, 300		
									,		92

167 168			310, 600 310, 900	
169			311, 300	

備考

- 1 この表及び別表第2において「行政職」とは、他の職の種別に属さない全てのフルタイム会計年度任用職員をいう。ただし、第33条及び第34条に規定する職員を除く。
- 2 この表及び別表第2において「教育職」とは、金沢市立工業高等学校に勤務する フルタイム会計年度任用職員で、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手その他これ らに準ずる業務に従事するものをいう。
- 3 この表及び別表第2において「医療職(1)」とは、保健所等に勤務するフルタイム会計年度任用職員で、医師及び歯科医師であるものをいう。
- 4 この表及び別表第2において「医療職(2)」とは、保健所等に勤務するフルタイム会計年度任用職員で、薬剤師、栄養士その他市長が定めるものをいう。
- 5 この表及び別表第2において「医療職(3)」とは、保健所等に勤務するフルタイム会計年度任用職員で、保健師、看護師その他市長が定めるものをいう。

別表第2 等級別基準職務表 (第3条関係)

職の種別	職務の級	基準となる職務
行政職	1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
教育職	1級	金沢市立工業高等学校の助教諭、養護助教
		諭、講師及び実習助手の職務
医療職(1)	1級	医師及び歯科医師の職務
医療職(2)	1級	管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、臨
		床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、
		作業療法士、言語聴覚士及び歯科衛生士の
		職務
	2級	薬剤師及び獣医師の職務
医療職(3)	1級	養護師の職務
	2 級	保健師、助産師及び看護師の職務

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年9月18日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第12号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に 関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第26条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」 という。)の給与については、第3条から第24条までの規定にかかわらず、別に条例 で定める。

第27条第1項中「技能労務職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。 (職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和26年条例第25号)の一部を次のように改 正する。

第4条第1項中「範囲」を「範囲内」に改め、同条第3項中「当該」を「、当該」に 改め、同条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第6条に次の1項を加える。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料の月額(金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年条例第48号)第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあっては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額)」とあるのは、「当該職員に係る金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第11号)第19条第1項から第3項までに規定する基本報酬の額(同条第4項第1号に掲げる額に相当する部分に限る。)」とする。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(以下「短時間勤務職員」という。)」を削る。

第18条を次のように改める。

(会計年度任用企業職員の給与の種類及び基準)

- 第18条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される 企業職員(以下「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲 げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者 報酬及び期末手当
 - (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者 給料、初任給調整手当、地域 手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、 宿日直手当、期末手当及び退職手当
- 2 前項に定めるもののほか、会計年度任用企業職員の給与に関する事項は、第3条から前条までの規定にかかわらず、職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、管理者が定める。

(金沢市職員退職手当支給条例の一部改正)

第4条 金沢市職員退職手当支給条例(昭和28年条例第41号)の一部を次のように改正す

る。

第1条第2項に次のただし書を加える。

ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる者については、この限りでない。

(金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第5条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和32年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

4 常勤の特別職にある者が前2項の職員の職を兼ねるときは、その兼ねる職員として 受けるべき報酬は、支給しない。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正 する。

第7条第1項中「6箇月」を「6か月」に改め、同条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加え、「6箇月」を「6か月」に改める。

第8条中「した職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第21条第1項の表第26条の項を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成6年 条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(職員の服務等に関する条例の一部改正)

第8条 職員の服務等に関する条例(平成7年条例第4号)の一部を次のように改正する。 第17条を次のように改める。

(会計年度任用職員の勤務条件)

第17条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間その他の勤務条件は、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第11条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。 (金沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 金沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」 を加える。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年9月18日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第13号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に 関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。 第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号の規定に該当して法第28条第4項の規定 により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第21条の2第2号中「(法第16条第1号の規定に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号中「1箇月」を「1か月」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第22条第1項中「、若しくは法第16条第1号の規定に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第24条第6項中「1箇月」を「1か月」に改め、「、若しくは法第16条第1号の規定に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「第21条第1項の」を「同項の」に改める。

(職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和26年条例第25号)の一部を次のように改 正する。

第8条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第13条中「1箇月」を「1か月」に改め、「、若しくは地方公務員法第16条第1号の 規定に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第14条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号の規定に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第15条第2項第1号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。 (金沢市職員退職手当支給条例の一部改正)

第4条 金沢市職員退職手当支給条例(昭和28年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「(法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。 (金沢市消防団条例の一部改正)

第5条 金沢市消防団条例(平成3年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条中第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号

とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

(金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に 改める。

附則

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の目前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)第44条の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号の規定に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第21条第1項及び第4項、第21条の2第2号(第22条第5項及び第24条第7項において準用する場合を含む。)、第22条第1項及び第2項第1号並びに第24条第6項並びに第3条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第13条及び第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月18日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第14号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例(平成12年条例第3号)の一部を次のように改正する。 別表第8号の項を次のように改める。

(8) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票記載事項証明書又は同法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく除票記載事項証明書の交付

1 通につき 300円

別表第14号の項中「(昭和42年法律第81号)」を削り、「又は」を「若しくは同法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく除票の写し又は同法」に改め、「附票の写し」の次に「若しくは同法第21条の3第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の除票の写し」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月18日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第15号

金沢市印鑑条例の一部を改正する条例

金沢市印鑑条例(平成8年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「昭和42年法律第81号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「本市の」を「本市が備える」に改める。

第4条第2項第1号中「若しくは通称(」を「、旧氏(」に、「第30条の26第1項」を「第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(同令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第3項中「住民基本台帳法」を「法」に改める。

第6条第1項第3号中「氏名(」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び」を「氏名及び当該」に改め、同条第2項中「磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。)」を「磁気ディスク」に改める。

第9条中「住民基本台帳法」を「法」に改める。

第12条第1項第2号中「、氏」の次に「(氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を加える。

第13条第2項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改め、同条第3項中「から第7号まで」を「、第4号、第6号及び第7号」に改める。

附則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

金沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和元年9月18日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第16号

金沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第33号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 災害弔慰金(第3条—第8条)

第3章 災害障害見舞金(第9条-第11条)

- 第4章 災害援護資金の貸付け(第12条―第16条)
- 第5章 金沢市災害弔慰金等支給審査会 (第17条・第18条)
- 第6章 雑則(第19条)

附則

第15条第2項中「償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予」を「償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金」に、「第13条第1項及び令第8条から第11条まで」を「第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条」に改める。

第17条を第19条とし、第16条の次に次の1章及び章名を加える。

第5章 金沢市災害弔慰金等支給審査会

(金沢市災害弔慰金等支給審査会)

第17条 市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給(以下「災害弔慰金等の支給」という。)に関する事項を調査審議するため、金沢市災害弔慰金等支給審査会 (以下「審査会」という。)を置く。

(組織等)

- 第18条 審査会は、委員7人以内で組織する。
- 2 委員は、災害弔慰金等の支給に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第6章 雜則

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第15条第2項の規定は、令和元年8月1日 以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについ て適用する。

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の 一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月18日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第17号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 等の一部を改正する条例

(金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第45条第3項中「第2号から第8号までの」を「次に掲げる」に改め、同項第1号中

「建築基準法」を「耐火建築物(建築基準法」に、「又は」を「をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(」に、「(同号ロ」を「をいい、同号ロ」に改め、「除く。)」の次に「(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)」を加える。

(金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年 条例第45号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項ただし書中「準用する同条例第45条第3項第2号から第8号まで」を「読み替えて準用する同条例第45条第3項各号」に改める。

第14条の表第45条第3項第1号の項を次のように改める。

第45条第3項第1号

耐火建築物(建築基準法 建築基準法 (昭和25年法律 (昭和25年法律第201号) 第 第201号) 第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物

(金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第3条 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成 31年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「第45条第3項第2号から第8号まで」を「第45条第3項各 号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月18日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第18号

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第50号)の一部を次のように改正する。

第38条第1項中「小規模保育事業A型をいう」の次に「。第43条第3項第1号において同じ」を、「小規模保育事業B型をいう」の次に「。同号において同じ」を加える。

第43条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条第4項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に 規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第5条において 「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にか かわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第43条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第6項とし、同条 第1項の次に次の4項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著し く困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、 前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応 じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として 適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると本市が認める者
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の 確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることが できる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定す る施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市

長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉 法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)
- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

第2条 金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「市町村」の次に「(特別区を含む。以下同じ。)」を加え、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳 以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子 どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをい う。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担 の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第4条の見出しを削る。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認

定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する」を「の規定による」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。 第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条にお いて同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未 満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第3項 第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第 28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあ っては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満3歳未満保育認定子 どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に 改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定す る額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教 育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供す る場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算 定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現 に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第 3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該 特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の 額)」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認 定保護者」に改め、同条第4項中「を支給認定保護者」を「を教育・保育給付認定保護 者」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用
 - ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供
 - (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円
 - (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円 (令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)

- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額 算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期 課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもを いう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ (ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを 除く。)
 - (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
 - (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者
- ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認 定保護者」に改める。

第14条第1項中「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第24条の見出しを「(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)」に改め、 同条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第25条及び第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。 第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改 め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「の保護 者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ど

も又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含む」に、「この章」を「前節」に、「同項第1号」を「同号」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とある。

第37条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「この章」を「前節」に改め、「同項第1号」の次に「又は第2号」を加え、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」とあるのは「除く。)」を「同号に掲げる小学校就学前子どもの」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育

第38条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあってはその」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「)の数を」を「)の数は、家庭的保育事業にあっては」に改め、「その利用定員の数を」を削る。

第39条第1項中「利用者負担」を「第44条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第40条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給

認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、 同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護 者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第9項中「支給認定子ども」を「満 3歳未満保育認定子ども」に改める。

第44条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条 及び第51条において準用する第14条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を 「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域 型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額と し、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定め る額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保 護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、 当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別 利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大 臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要し た費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定 利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める 基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額 を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3 項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め る。

第47条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第44条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第48条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第50条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第51条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」に、「第28条第1項に規定する特例施設型給付費」とあるのは、」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「に、「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費」を「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるの

は「地域型保育給付費」に改める。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「あっては」を「あっては、」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「には特別利用地域型保育を」の次に「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ」を加え、「第40条第2項及び第41条第2項を除く」を「第41条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで、第23条から第33条まで及び第35条を含む。次条第3項において同じ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第40条第2項中「第19条第1項第3号」とあるのは「第19条第 1項第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除 く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第53条第1項の規定により特定 利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ど もを含む。)」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「法第20条第4項の規定 による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必 要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」と あるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業 者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44 条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者 (特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除 く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30 条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3 項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3 号ア又はイに掲げるものを除く。) に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあ るのは「前3項」とする。

第53条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「あっては」を「あっては、」に改め、同条第3項中「には特定利用地域型保育を」の次に「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)」と、同条第2

項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣 総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」と あるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳 以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第 2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又 はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」に、「(法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。)を除く。)」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和元年10月1日から施行する。

金沢市水道給水条例及び金沢市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和元年9月18日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第19号

金沢市水道給水条例及び金沢市公共下水道条例の一部を改正する条例

(金沢市水道給水条例の一部改正)

- 第1条 金沢市水道給水条例(昭和29年条例第28号)の一部を次のように改正する。 第7条の2の見出し中「指定」を「指定等」に改め、同条に次の3項を加える。
 - 2 前項の規定による指定は、法第25条の3の2第1項の規定により、5年ごとにその 更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
 - 3 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、 指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。
 - 4 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第8条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第30条を次のように改める。

(手数料)

- 第30条 管理者は、次の各号に掲げる事務に係る申請の際に、当該申請をした者から、 当該各号に定める額の手数料を徴収する。ただし、管理者は、当該事務の性質上特に 必要があると認めるときは、当該事務が終了した日後の管理者が定める日までにこれ を徴収することができる。
 - (1) 第7条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定 1件につき 10,000円
 - (2) 第7条の2第2項の規定による指定給水装置工事事業者の指定の更新 1件につき5.000円
 - (3) 第8条第2項の規定による給水装置工事の設計の審査 1件につき1,500円
 - (4) 第8条第2項の規定による給水装置工事の完了の検査 1件につき3,500円(3 栓以下の給水栓を増設する工事で、当該工事に使用した管の延長が5メートル以下 のものにあっては、1件につき1,500円)

第31条の2第1項中「第4条」を「第6条」に改める。

(金沢市公共下水道条例の一部改正)

- 第2条 金沢市公共下水道条例(昭和43年条例第25号)の一部を次のように改正する。 第7条第2項中「責任技術者」を「前2項に定めるもののほか、責任技術者」に改め、 同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
 - 2 前項の規定による指定は、5年ごと(指定を受けてから初めて更新を受ける場合にあっては、指定の日から起算して5年の範囲内で別に管理者が定める日まで)にその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 第16条の次に次の1条を加える。

(手数料)

- 第16条の2 管理者は、次の各号に掲げる事務に係る申請の際に、当該申請をした者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。ただし、管理者は、当該事務の性質上特に必要があると認めるときは、当該事務が終了した日後の管理者が定める日までにこれを徴収することができる。
 - (1) 第7条第1項の規定による排水設備工事業者の指定 1件につき10,000円
 - (2) 第7条第2項の規定による排水設備工事業者の指定の更新 1件につき5,000円 附 則
- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の金沢市水道給水条例(以下「新水道給水条例」という。)第30条第1号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る新水道給水条例第7条の2第1項の規定による指定について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の金沢市水道給水条例第7条の2の規定による指定を受けている同条例第8条第1項の指定給水装置工事事業者の施行日後の最初の新水道給水条例第7条の2第2項の更新については、同項中「法第25条の3の2第1項の規定により、5年ごと」とあるのは、「水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)附則第3条の規定により、同条に定める期間を経過する日まで」とする。
- 4 第2条の規定による改正後の金沢市公共下水道条例(以下「新公共下水道条例」とい

- う。)第16条の2第1項の規定は、施行日以後の申請に係る新公共下水道条例第7条第 1項の規定による指定について適用する。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の金沢市公共下水道条例第7条第1項の規定による指定を受けている同項の排水設備工事業者の施行日後の最初の新公共下水道条例第7条第2項の更新については、同項中「5年ごと(指定を受けてから初めて更新を受ける場合にあっては、指定の日から起算して5年の範囲内で別に管理者が定める日まで)」とあるのは、「令和5年5月31日まで」とする。

 令和元年(2019年)9月18日
 印刷
 発行人
 金
 沢
 市

 令和元年(2019年)9月18日
 発行
 発行所
 金
 沢
 市
 役
 所

 定価
 120円
 印刷所
 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地
 (株)
 共
 栄